

京都市保育所条例の一部を改正する条例(平成28年11月11日京都市条例第11号)  
(保健福祉局子育て支援部保育課)

京都市船岡乳児保育所については、乳児のみを対象とするものですが、今後は、乳児の時期から幼児の時期までの一貫した保育の実現を図り、効率的かつ効果的な保育所運営を行うことが望ましいと考えられることから、これを近隣にある京都市楽只保育所の分園とすることとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 11 号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「保育所」の右に「及びその分園」を加える。

別表京都市船岡乳児保育所の項中「京都市船岡乳児保育所」を「京都市楽只保育所船岡分園」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)